

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本認識

いじめを防止するため、本校では全ての教職員が以下のような認識をもち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。

- ①いじめは絶対に許されない。
- ②いじめは卑怯な行為である。
- ③いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる。
- ④いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい。

2 いじめ防止等のための取組

(1) 児童の豊かな道徳心、望ましい人間関係を形成する力を育む取組

①道徳の時間の着実な実践

- ・年間指導計画並びに学級の指導計画に基づいた道徳の時間を着実に実践していく。
- ・常に指導方法の工夫改善を図り質の高い授業を展開し、児童の道徳的実践力の向上を図る。

②学級活動を中核とした学級経営の充実

- ・話し合い活動を中心に、目標を達成するため学級全体で協力する活動を充実させる。
- ・話し合い活動を通して互いのよさや違いに気づきながら、相手を受け入れ協調する態度を育成する。

③いじめゼロを目指した児童会活動の推進

- ・いじめをなくす呼びかけ運動を実施する。
- ・川俣小児童会の「いじめを起こさないための約束」を策定する。

④体験活動の充実を図る

- ・地域との連携を図り、人や自然とのふれあいを生かした体験活動を実施する。
- ・事前事後の活動の充実を図り、体験活動を確かな学びとしていく。

(2) いじめの早期発見に向けての取組

- ①担任をはじめ複数の教職員が日常的に一人一人について多面的に観察し指導を進めていく。
- ②いじめの早期発見のためのポイントを全教職員で共通理解し、指導を効果的に進めていく。
- ③定例の生徒指導委員会において児童一人一人の情報について共通理解を図る。
- ④学期に一度、教育相談アンケートを実施する。
- ⑤学期に一度、教育相談期間を設定し、全児童との個人面談を実施する。

- ⑥家庭訪問、電話連絡、連絡帳等を活用し、保護者との連携を密にし、信頼関係を確立するとともに、保護者からの情報収集に努める。
- ⑦いじめ相談の窓口として、保健室を設定する。その他、西中さわやか相談室や電話相談窓口等の活用について周知しておく。

(3) いじめの早期解決を図るための対応

- ①いじめを発見した場合は、速やかに生徒指導主任に報告し、臨時生徒指導委員会により対応を検討する。
- ②被害児童・被害児童保護者から詳細に事実を確認するとともに、いじめの事実を知られる第三者の児童からも事実を確認する。
- ③いじめをしていた児童に事実を確認する。事実の確認後は毅然とした指導を行う。
- ④いじめていた児童の保護者に事実と指導の内容を伝え、学校と家庭が同一歩調で指導できるようにする。
- ⑤傍観者の立場にあった児童に対しても適切に指導する。
- ⑥必要に応じて学校外の専門機関とも連携して指導を行う。
- ⑦養護教諭、相談員を中心にいじめられた児童に対するメンタルケアを実施する。
- ⑧学級・学校全体に対する指導を実施する。
- ⑨いじめられた児童の保護者に対しては、指導の状況を随時報告していく。
 - ※一人一人の児童に個別に対応する。教職員は複数で対応する。
 - ※「いじめられている児童に非はない」というスタンスで対応にあたる。

3 いじめ防止のための研修

- (1) 一人一人の子どもを大切にする学級経営について
- (2) 道徳の時間の指導方法の工夫改善について
- (3) 学級活動の指導方法の工夫改善について
- (4) いじめに適切に対応するための生徒指導について

4 いじめ防止のための校内組織

(1) 学校内の組織

①生徒指導委員会

月1回全教職員で問題傾向のある児童について、現状や指導についての情報交換や対応策について検討していく。

②いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する対応を効果的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、当該学級担任等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭、地域、関係機関と連携した組織

いじめ防止に関する緊急を要する問題に対応するため、地域いじめ防止対策委員会を設置する。